

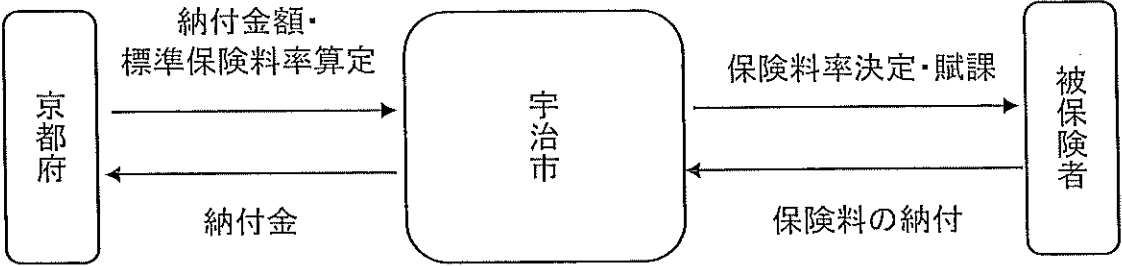
令和8年度 国民健康保険事業の運営について

標準保険料率

制度改革後は、都道府県が各市町村の標準保険料率を示すこととしており、宇治市の国民健康保険料については、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としている。

○ 制度改革以降の国保財政の基本的な考え方

- ・ 制度改革は各市町村の国保財政を安定化し、持続可能な医療保険制度とするために行われた。
- ・ 都道府県単位に広域化することで、これまで各市町村単独では対応が困難であった、医療費の予期せぬ増加等のリスクについて、普通交付金で全額賄う仕組みにより解消された。
- ・ 保険給付に応じた保険料を各市町村が収納できるよう、財政の仕組みを構築した。
 - ①都道府県が、医療費等の見込みから各市町村の「納付金」を算定（医療費水準・所得水準を考慮）
 - ②都道府県が、各市町村が納付金を納めるために必要な「標準保険料率」を算定
 - ③各市町村が、標準保険料率を参考に保険料率を決定



標準保険料率に設定することで収支が均衡する仕組み

【歳入】		【歳出】	
国民健康保険料 ※京都府が算定した標準保険料率を参考に、各市町村が保険料を決定		総務費・保健事業費	
繰入金		納付金 ※京都府が決定した金額に応じて、各市町村が京都府に納付	
府支出金	特別交付金	保険給付費 市町村の保険給付費は、基本的に京都府の交付金により全て賄われる	
	普通交付金		

令和8年度納付金額

医療分は2.5億円、後期分は0.3億円の減少、介護分は0.1億円の増加、子ども・子育て支援金分(子ども分)が新たに1.0億円の追加となったものの、総額では1.7億円の減少となった。

(単位:億円)

	医療分		後期分		介護分		子ども分		合計	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
R4	31.0	3.1	10.3	△ 0.2	3.9	0.1			45.2	3.0
R5	28.8	△ 2.2	11.0	0.7	3.9	0.0			43.7	△ 1.5
R6	30.6	1.8	10.8	△ 0.2	3.8	△ 0.1			45.2	1.5
R7	33.3	2.7	10.1	△ 0.7	3.6	△ 0.2			47.0	1.8
R8	30.8	△ 2.5	9.8	△ 0.3	3.7	0.1	1.0	1.0	45.3	△ 1.7

被保険者1人あたりに換算すると

(単位:万円)

	医療分		後期分		介護分		子ども分		合計	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
R4	8.6	1.1	2.9	0.1	3.6	0.2			15.1	1.4
R5	8.5	△0.1	3.3	0.4	3.6	0.0			15.4	0.3
R6	9.8	1.3	3.5	0.2	3.7	0.1			17.0	1.6
R7	11.1	1.3	3.4	△0.1	3.5	△0.2			18.0	1.0
R8	10.7	△0.4	3.4	0.0	3.7	0.2	0.3	0.3	18.1	0.1

令和8年度標準保険料率

○ 標準保険料率

※応益割(均等割・平等割)の100円未満を切り捨て(子ども分18歳以上均等割は1円未満を切り捨て)

(単位:% , 円)

	医療分			後期分			介護分			子ども分			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
R4年度	7.75	27,900	18,000	2.78	9,600	6,200	2.97	12,200	6,000				
R5年度	7.57	27,700	17,700	3.08	10,900	6,900	2.89	12,300	6,000				
R6年度	8.94	32,600	20,500	3.26	11,600	7,200	2.93	12,200	6,000				
R7年度	10.18	37,400	23,500	3.07	11,100	6,900	2.74	11,600	5,700				
R8年度	9.87	36,600	22,700	3.10	11,300	7,000	2.92	12,200	6,000	0.31	1,100	80	700
差(R8-R7)	△0.31	△800	△800	0.03	200	100	0.18	600	300	0.31	1,100	80	700

(ポイント)

- ・医療分 1人あたり医療費の増加傾向が継続しているものの、前期高齢者交付金、保険者努力支援金の増加等により、減少。
- ・後期・介護分 後期高齢者医療制度の医療給付費や介護保険制度の給付費の増加が影響し、増加。
- ・子ども分 子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で支援するため、徴収を開始。なお、18歳未満の均等割は、全額軽減され徴収されない。

○ 現行との比較

「現行保険料率」と「令和8年度標準保険料率」を用いて算出した1人当たり保険料を比較

40歳以上65歳未満の被保険者 1,919円増加（改定率1.43%）
 18歳以上40歳未満、65歳以上の被保険者 390円増加（改定率0.36%）

（1人あたり保険料）

区分	現行	標準保険料率	標準－現行	改定率
①医療分	84,081円	81,631円	△2,450円	△2.91%
②後期高齢者支援金分	25,051円	25,378円	327円	1.31%
③介護納付金分(40～65歳未満)	24,749円	26,278円	1,529円	6.18%
④子ども・子育て支援金分	—	2,513円	2,513円	皆増



区分	現行	標準保険料率	標準－現行	改定率
①＋②＋③＋④	133,881円	135,800円	1,919円	1.43%
①＋②＋④	109,132円	109,522円	390円	0.36%
①＋②	109,132円	107,009円	△2,123円	△1.95%
【参考】①＋②＋③	133,881円	133,287円	△594円	△0.44%

○ 保険料率が変わることによる影響額の試算

医/後/介/子	現行	標準	標準-現行
所得割	15.99%	16.20%	0.21%
均等割	60,100円	61,280円	1,180円
平等割	36,100円	36,400円	300円

給与所得者／単身世帯(40歳以上65歳未満)※介護分含む

年収	軽減基準所得	軽減	現行	標準	標準-現行	増減率
200万円	132万円	なし	238,500円	241,840円	3,340円	1.4%
400万円	276万円	なし	468,760円	475,130円	6,370円	1.4%

給与所得者1名／夫婦2人世帯(夫40歳、妻40歳)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	標準	標準-現行	増減率
200万円	132万円	2割	267,340円	271,330円	3,990円	1.5%
400万円	276万円	なし	528,860円	536,410円	7,550円	1.4%

給与所得者1名／夫婦2人(夫40歳、妻35歳)と未就学児1人 3人世帯

年収	軽減基準所得	軽減	現行	標準	標準-現行	増減率
200万円	132万円	5割	232,570円	235,610円	3,040円	1.3%
400万円	276万円	なし	553,110円	560,360円	7,250円	1.3%

(参考)介護分負担なし 40歳以上65歳未満の被保険者がいない場合

医/後/子	現行	標準	標準-現行
所得割	13.25%	13.28%	0.03%
均等割	48,500円	49,080円	580円
平等割	30,400円	30,400円	0円

給与所得者／単身世帯(18歳以上40歳未満)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	標準	標準-現行	増減率
200万円	132万円	なし	196,820円	197,660円	840円	0.4%
400万円	276万円	なし	387,620円	388,900円	1,280円	0.3%

年金所得者／単身世帯(65歳以上75歳未満)

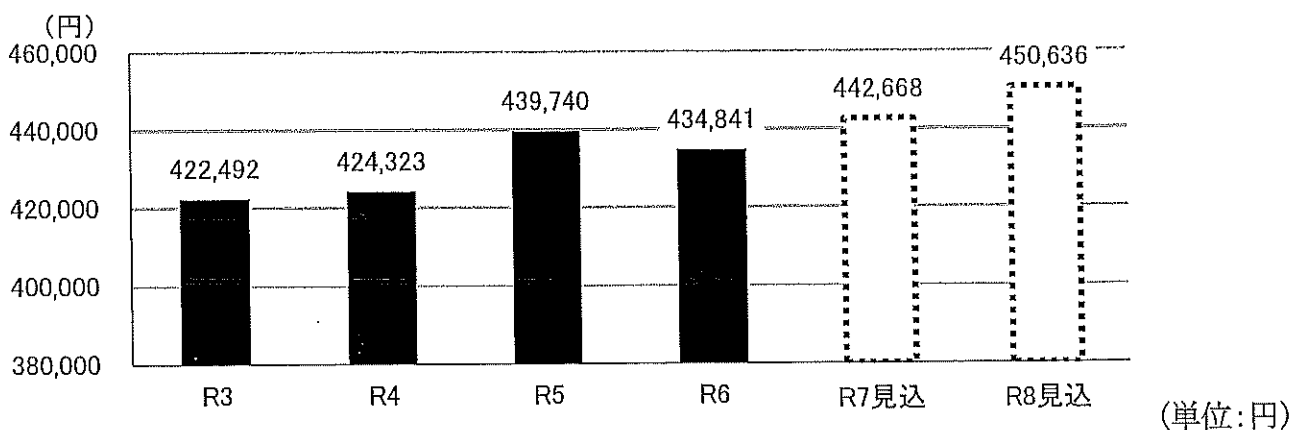
年収	軽減基準所得	軽減	現行	標準	標準-現行	増減率
200万円	132万円	2割	125,380円	125,990円	610円	0.5%
400万円	276万円	なし	382,980円	384,240円	1,260円	0.3%

年金所得者1名／2人世帯(65歳以上75歳未満)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	標準	標準-現行	増減率
200万円	132万円	5割	125,960円	126,680円	720円	0.6%
400万円	276万円	なし	431,480円	433,320円	1,840円	0.4%

被保険者全体の保険料の改定率とは異なります。

○ 1人あたり医療費の状況



実績				見込		伸び率
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
422,492円	424,323円	439,740円	434,841円	442,668円	450,636円	1.8%

令和8年度の宇治市の1人あたり医療費は、平均伸び率約1.8%で見込んでいます。

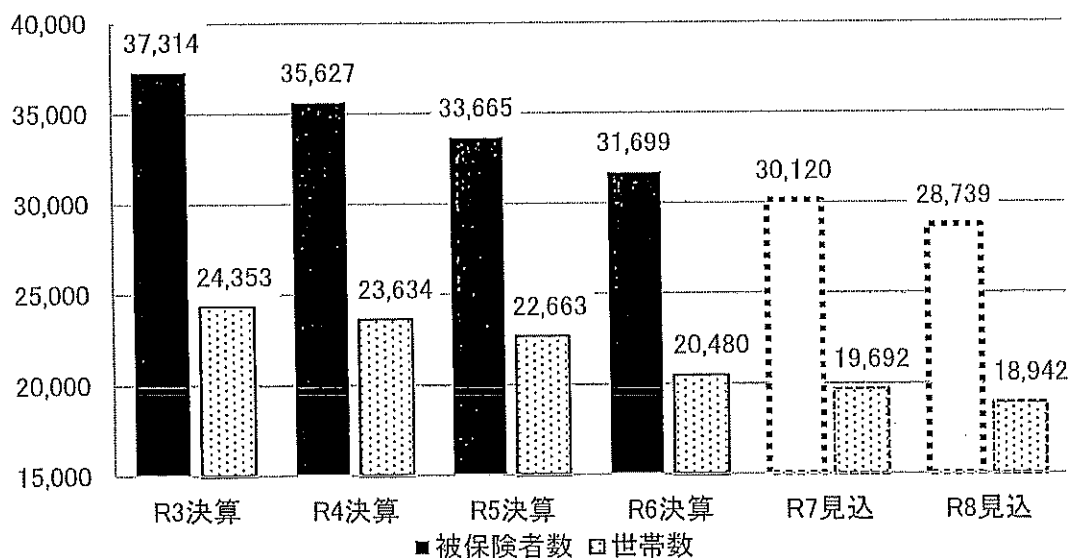
令和7年度は、1人あたり医療費の上昇傾向が見られるため、今後も被保険者数の推移や高齢化のほか医療技術の高度化等も考慮し、1人あたり医療費の動向を注視する必要があります。

令和8年度以降の保険料についても、国・京都府の動向や社会情勢を注視するとともに、医療費の適正化に向けた取組(※)を着実に実施し、保険料負担の軽減につなげる必要があります。

※医療費適正化に向けた取組

生活習慣病予防(特定健診受診率の向上、特定保健指導の実施)、医療費適正化(重複服薬通知事業、医療費通知事業、後発医薬品差額通知事業)、高額医療疾患の重症化予防(糖尿病性腎症重症化予防)等

○ 被保険者数・世帯数の推移



被保険者数は、社会保険適用の拡大や後期高齢者医療制度への移行等の要因により、減少傾向にあります。被保険者数は均等割、世帯数は平等割の保険料に影響し、減少は保険料負担の増加要因となります。

令和8年度国民健康保険事業特別会計予算見込

歳入合計 175.3億円		歳出合計 175.3億円	
内訳		内訳	
		調整必要額 0.1億円	
繰入金 15.4億円		納付金 45.3億円	
国民健康保険料 33.7億円			
標準保険料率で試算		保健事業費 2.2億円	
府支出金 125.8億円		保険給付費 124.3億円	
その他収入 0.3億円		その他支出 3.5億円	

令和8年度納付金額をベースに予算見込を算定した結果、
・国民健康保険料を「標準保険料率」とした場合は、0.1億円の調整が必要となる

【歳入(主要なもの)】 R8年度 175.3億円 (R7年度173.8億円)

○ 国民健康保険料 R8年度 33.7億円 (R7年度 33.7億円)

国民健康保険事業の費用に充てるため、被保険者である世帯主が市町村に納付する保険料

○ 繰入金 R8年度 15.4億円 (R7年度 17.4億円)

一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる一般会計繰入金と基金の取崩しである基金繰入金により構成

※令和8年度も保健事業に積極的に取り組むことへの支援として1億円を繰り入れる見込

○ 府支出金 R8年度 125.8億円 (R7年度 122.1億円)

京都府が市町村に対して、国民健康保険事業に要する費用として支出する交付金

※保険給付に必要な費用を賄う普通交付金と、市町村の状況等に応じて調整を行う

特別交付金により構成

【歳出(主要なもの)】 R8年度 175.3億円 (R7年度 173.8億円)

○ 納付金 R8年度 45.3億円 (R7年度 47.0億円)

京都府が市町村への交付金等に充てるため、市町村の医療費水準や所得水準等に応じて徴収する納付金

○ 保健事業費 R8年度 2.2億円 (R7年度 2.3億円)

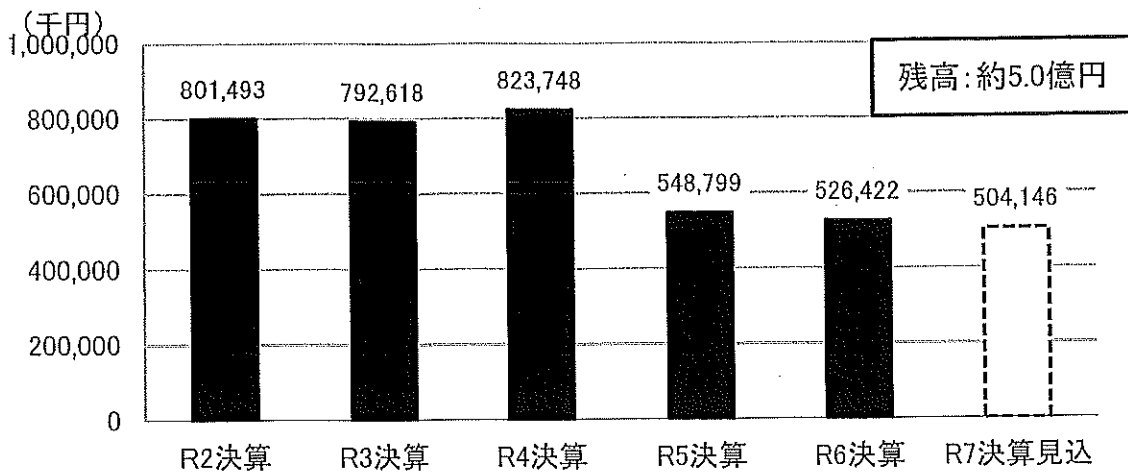
被保険者の健康の増進等のために行う保健事業(特定健康診査・人間ドックなど)に要する費用

○ 保険給付費 R8年度 124.3億円 (R7年度 121.0億円)

被保険者が保険医療機関で診療を受けた際などに支払う一部自己負担金(3割等)を除いた費用を、保険者が給付(保険医療機関に支払う)するものなど

※高額療養費のほか、出産育児一時金や葬祭費なども含まれる

基金残高の状況



(単位:千円)

	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6見込	R7見込
基金残高	801,493	792,618	823,748	548,799	526,422	504,146
繰入(保健事業等)	9,391	8,894	9,231	9,864	11,913	17,282
繰入(財源対策)	24,132	0	0	278,020	10,575	5,753
積立	35	19	40,361	12,935	111	759

○ 基金のあり方

- ・ 基本額の目安…当該年度保険料の1期分相当(保険料30億円とした場合、3億円)
制度改革以降、保険給付が普通交付金で賄われるため、収支不足の要因は保険料調定、収納の減少が主となることから、保険料額を基準とする。
保険料の規模と基本額の規模が一致するよう1期分としている。

- ・ 基金の活用…①収支不足の財源対策、②保健事業の振興に資する費用

～宇治市国民健康保険事業財政調整基金条例～

〔第1条:宇治市国民健康保険事業の健全財政の維持及び保健事業の振興に資するため、宇治市国民健康保険事業財政調整基金を設置する。〕

令和8年度国民健康保険料の考え方

【事務局案】 京都府が示した標準保険料率どおりに設定

1人当たり保険料の状況

	R7 現行 (A)	R8 事務局案 (B)	差し引き (B-A)	改定率 (B/A)	【参考】 子ども分除く 改定率	基金繰入 必要額
①医療分	84,081円	81,631円	△ 2,450円	△ 2.91 %	△ 0.44 %	0.1 億円
②後期分	25,051円	25,378円	327円	1.31 %		
③介護分	24,749円	26,278円	1,529円	6.18 %		
④子ども分	—	2,513円	2,513円	皆増		
合計	133,881円	135,800円	1,919円	1.43 %		

令和8年度末
基金残高見込み
約5億円

【事務局案の考え方】

- ・制度改革以降、国保に係る保険料率は、府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としている
- ・新たに賦課する子ども・子育て支援金(子ども分)は、「子どもや子育て世帯を社会全体で応援する新たな仕組み」という制度趣旨を鑑み、保険料率抑制に馴染まないと考えられる
- ・後期分及び介護分は増額改定となるものの、子ども分を除いた既存三項目の総和は、△0.44%となっており、保険料率抑制の必要性は低い
- ・将来的な見通しなく基金等を活用して保険料率を引き下げることが、一時的な負担軽減につながるが、後年度に標準保険料率との乖離を生み出すことになり、将来的に急激な改定を招く可能性がある

●今後の留意点

- ・物価や賃金の上昇、人口構成の変化や人口減少による人手不足、医療の高度化などにより、今後、診療報酬が改定され、1人当たり医療費は大幅に増加する可能性あり
(診療報酬改定: +3.09%の改定 [令和8年度+2.41%、令和9年度+3.77%])
- ・全世代型社会保障の構築を推進するため、高齢者負担率の見直し等が議論されていること、社会保障改革が言われ始めるなど、その動向について留意が必要
- ・介護報酬改定は、通常3年ごとの改定であるところ、令和8年度臨時改定が行われる予定であり、介護分の動向についても留意が必要
- ・子ども・子育て支援金は、令和10年度にかけて段階的な増額が予定



現在、社会保障制度を取り巻く環境は流動的であり、今後、大幅な改定も想定される状況を見据えると、財政調整基金は、予期せぬ収支不足等にも対応するため、残高の状況に留意する必要があり、令和8年度国民健康保険料は、府が示す標準保険料率どおりに設定することが適当と考える

その他今後の動向等

○ 国民健康保険料の賦課限度額の見直し(令和8年度より適用)

保険料負担の公平性の確保及び中間所得者層の負担の軽減を図る観点から、賦課限度額の見直しを実施。

区分	現行	改正後	増減額
医療給付費分	660,000円	670,000円	1万円引上げ
後期高齢者支援金分	260,000円	260,000円	据置き
介護納付金分	170,000円	170,000円	据置き
子ども・子育て支援金分	—	30,000円	皆増
合計	1,090,000円	1,130,000円	4万円引上げ

○ 低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し(令和8年度より適用)

経済動向等を踏まえ、低所得者に係る軽減判定所得の見直しを実施。

現行	7割軽減	基礎控除額(43万円)※1
	5割軽減	基礎控除額(43万円)※1+30.5万円×被保険者数※2
	2割軽減	基礎控除額(43万円)※1+56万円×被保険者数※2
改正後	7割軽減	基礎控除額(43万円)※1
	5割軽減	基礎控除額(43万円)※1+31万円×被保険者数※2
	2割軽減	基礎控除額(43万円)※1+57万円×被保険者数※2

※1.給与・年金所得者が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)

※2.被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者を含む

○ 入院時の食費基準額の見直し

食事療養		
入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)	現行	改正後
(1)(2)以外の食事療養を行なう場合	690円	730円
(2)流動食のみを提供する場合	625円	665円
入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)	現行	改正後
(1)(2)以外の食事療養を行なう場合	556円	596円
(2)流動食のみを提供する場合	510円	550円
生活療養		
入院時生活療養(Ⅰ)		
(1)食事の提供たる療養(1食につき)	現行	改正後
イ ロ以外の食事の提供たる療養を行なう場合	604円	644円
ロ 流動食のみを提供する場合	550円	590円
入院時生活療養(Ⅱ)		
(1)食事の提供たる療養(1食につき)	現行	改正後
	470円	510円

○ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減をはかるとともに、制度のセーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額(月額)及び外来特例の限度額を見直し、新たに年間上限の導入を行う。

70歳未満

(＜＞内は多数回該当の限度額)

区分 (年収目安)	自己負担限度額(月額)	
	現行	改正後(R8.8.1～)
区分ア 約1,160万円～	252,600円+1% ＜140,100円＞	<u>270,300円+1%</u> ＜140,100円＞ 年間上限:1,680,000円
区分イ 約770万円～1,160万円	167,400円+1% ＜93,000円＞	<u>179,100円+1%</u> ＜93,000円＞ 年間上限:1,110,000円
区分ウ 約370万円～770万円	80,100円+1% ＜44,400円＞	<u>85,800円+1%</u> ＜44,400円＞ 年間上限:530,000円
区分エ ～約370万円	57,600円 ＜44,400円＞	<u>61,500円</u> ＜44,400円＞ 年間上限:530,000円(※1)
区分オ 住民税非課税	35,400円 ＜24,600円＞	<u>36,900円</u> ＜24,600円＞ 年間上限:290,000円

70歳以上

区分 (年収目安)	自己負担限度額(月額)	
	現行	改正後(R8.8.1～)
現役並所得Ⅲ 約1,160万円～	252,600円+1% ＜140,100円＞	270,300円+1% ＜140,100円＞ 年間上限:1,680,000円
現役並所得Ⅱ 約770万円～1,160万円	167,400円+1% ＜93,000円＞	179,100円+1% ＜93,000円＞ 年間上限:1,110,000円
現役並所得Ⅰ 約370万円～770万円	80,100円+1% ＜44,400円＞	85,800円+1% ＜44,400円＞ 年間上限:530,000円
一般 ～約370万円	57,600円 ＜44,400円＞ 外来特例:18,000円 外来年間上限:144,000円	<u>61,500円</u> ＜44,400円＞ 年間上限:530,000円(※2) 外来特例:22,000円 外来年間上限:216,000円
低所得Ⅱ 住民税非課税	24,600円 外来特例:8,000円	<u>25,700円</u> 年間上限:290,000円 外来特例:11,000円 外来年間上限:96,000円
低所得Ⅰ 住民税非課税(一定所得以下)	15,000円 外来特例:8,000円	<u>15,700円</u> 年間上限:180,000円 外来特例:8,000円

(※1,2)「～約200万円」区分への該当が確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(参考) 国民健康保険料改定率・限度額等の推移

		改定率	宇治市 限度額 (万円)	国基準 限度額 (万円)	年度末基金 残高(千円)	被保険者数 4月～3月平均
H30	医+後	△6.56%	77(58+19)	77(58+19)	1,348,344	40,193人
	介	△9.17%	16	16		
	合計	△7.19%	93	93		
R元	医+後	据置	80(61+19)	80(61+19)	834,981	38,693人
	介		16	16		
	合計		96	96		
R2	医+後	据置	82(63+19)	82(63+19)	801,493	37,918人
	介		17	17		
	合計		99	99		
R3	医+後	△0.32%	82(63+19)	82(63+19)	792,618	37,314人
	介	7.80%	17	17		
	合計	1.59%	99	99		
R4	医+後	4.27%	85(65+20)	85(65+20)	823,748	35,627人
	介	3.27%	17	17		
	合計	4.02%	102	102		
R5	医+後	△0.61%	87(65+22)	87(65+22)	548,799	33,665人
	介	△1.40%	17	17		
	合計	△0.80%	104	104		
R6	医+後	14.20%	89(65+24)	89(65+24)	526,422	31,699人
	介	0.47%	17	17		
	合計	10.89%	106	106		
R7	医+後	8.80%	92(66+26)	92(66+26)	504,146	30,120人
	介	△6.00%	17	17		
	合計	5.63%	109	109		
R8 事務局案	医+後	△1.95%	93(67+26)	92(66+26)	約5億円	28,739人
	介	6.18%	17	17		
	子	皆増	3	3		
	合計	1.43%	113	113		
	子除く	△0.44%	110	110		

※R7・8は見込み

(参考) 国民健康保険事業特別会計収支の推移

(単位:千円)

	歳入総額	歳出総額	形式収支	単年度収支
H29	23,386,867	22,588,079	798,788	△ 32,328
H30	19,196,508	19,196,508	0	△ 798,788
R元	18,770,809	18,770,809	0	0
R2	17,683,672	17,683,672	0	0
R3	18,260,059	18,219,751	40,308	40,308
R4	18,048,989	18,027,766	21,223	△ 19,085
R5	17,616,915	17,616,422	493	△ 20,730
R6	16,856,165	16,851,944	4,221	3,728
R7(見込)	17,160,216	17,160,216	0	△ 4,221